

雲仙市下水道事業 地方公営企業法適用業務 事業概要書

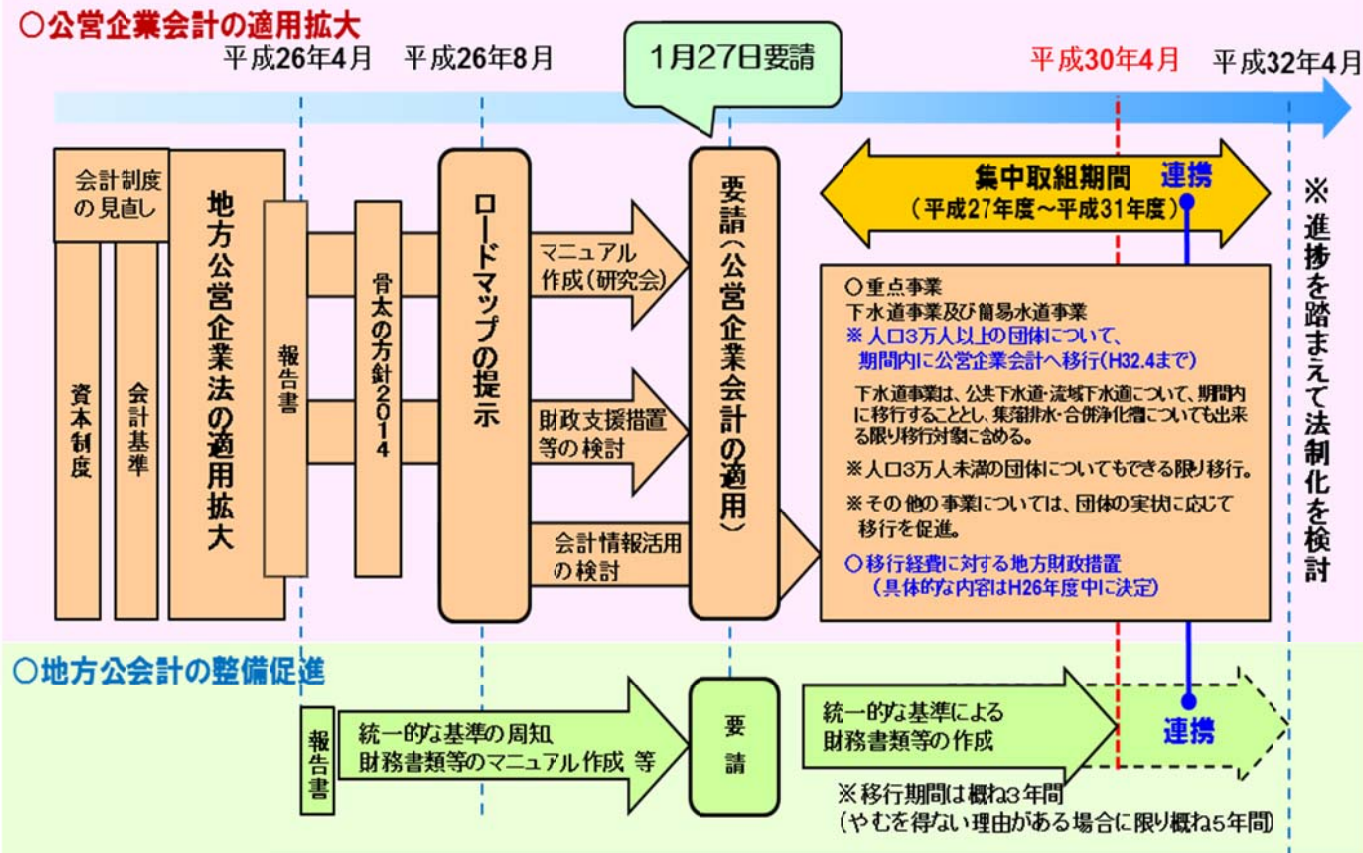
1. 法適用を行う経緯及び概要

本市は、平成17年10月に7町の合併により単独公共下水道事業（千々石）、特定環境保全公共下水道事業3処理区（瑞穂、吾妻、雲仙）、農業集落排水事業2処理区（愛野西部、愛野東部）、小規模集合排水処理事業2処理区（重尾、野平）の計8処理区で事業が進められており、それと並行して、特定地域生活排水処理事業等の浄化槽による個別処理も行われている。

総務省より平成27年1月に人口3万人以上の市区町村の下水道事業等を重点事業とする「公営企業会計の適用の推進について（要請）」が出された。雲仙市ではその要請を受け、経営基盤の強化と長期的安定した経営の持続を目的とした地方公営企業会計へ移行するための検討を行った。また、「図 県内の適用状況（H28.4.1現在）」より県内の人口3万人以上の自治体が既に地方公営企業法を適用済、または移行へ取組中であることがわかる。

雲仙市では今後も下水道整備を行なっていくが、少子高齢化（人口減少）等に伴う料金収入減や、現在の下水道整備の時代から今後の維持管理の時代への移行を見据えた事業運営に対応するためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上が不可欠となる。

それらを実現するための前提となる公営企業会計を導入するため、今回の基本方針を定めた。



(参考：公営企業の経営に当たっての留意事項 H26 総務省 HP)

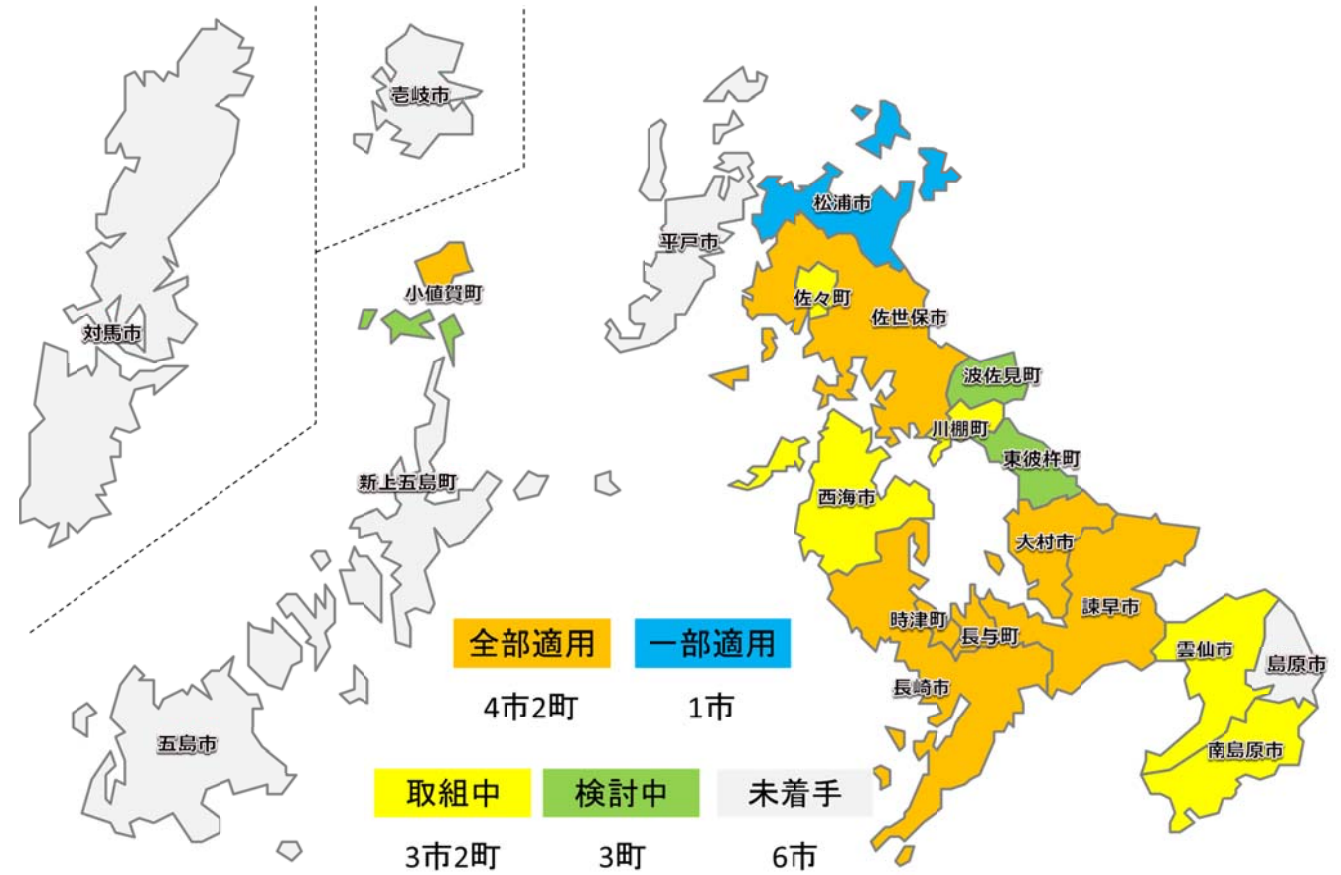


図 県内の適用状況 (H28.4.1現在)

2. 地方公営企業法適用のメリット

雲仙市が地方公営企業法を適用することにより導入される企業会計方式では、以下のメリットを得ることが考えられる。

- ① 財務諸表*から年度内の収支の状態（赤字・黒字）を示す経営成績や、年度末時点での資産の額とそのため借金が幾らあるかといった財政状況を把握することで総合的な事業評価を行うことができ、また他の類似の公営企業との比較から、より正確に判断・評価することもできる。
- ② 料金改定に対して、財務諸表より原価計算が適切に行われているための根拠を明確にできる。
- ③ 職員による財務諸表の作成等を通して、職員の経営意識向上が期待できる。

※財務諸表とは

雲仙市下水道事業の財政や経営状態を議会や市民に報告するために作成される決算（計算）書類となる。財務諸表には損益計算書や貸借対照表といったものがあり、損益計算書は年度内の雲仙市下水道事業の経営成績を明らかにするために、期間内の収益（例：下水道使用料、他会計繰入金等）と費用（例：維持管理費、減価償却費、流域下水道負担金等）を記載した書類となる。貸借対照表は、年度末の雲仙市下水道事業が持つ全ての資産（例：管路施設、ポンプ場等）、負債（他会計借入金、企業債等）及び資本（自己資本金、資本剰余金等）を総括した書類となる。

3. 雲仙市下水道事業の対象事業

法適用の対象事業は『公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び特定地域生活排水処理事業』とする。

上記の5事業はすべて下水道課で管理している。その中で公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（同日受総務省自治財務局長通知）により、重点事業として集中取組期間内に公営企業会計に移行へ取り組むこととされている。農業集落排水事業については、自治財務局長通知及び「農業集落排水事業における公営企業会計の適用の推進について」（平成27年9月2日付北陸農政局整備部地域整備課長通知）により、集中取組期間内に公営企業会計に移行すべきとされている。また、小規模集合排水処理事業及び特定地域生活排水処理事業についても公共、特環及び農集と同時期に同一の会計方式に移行することで、管理運営も行ないやすいと考える。

よって今後、特段の事情が発生しない限りは、下水道課で管理する公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び特定地域生活排水処理事業について法適用の対象事業とすることが望ましい。

4. 雲仙市下水道事業の法適用範囲

法適用の範囲は、『一部適用』とする。

法適用の範囲には、①法の規定の全部を適用する（全部適用）、②法の規定の財務・会計に関する規定のみを適用する（一部適用）の2種類がある。

全部適用にした場合、現行の組織体制等を考慮すれば、一部適用と同様の体制で対応することが予想される一方、一部適用と比較して、整備が必要な条例や規程（特に人事・給与関係）が増え、移行時には組織体制の変更による増員やそれに伴う時間やコストなどを要してしまうことで、法適用後においても、かえって事務等の煩雑化や経費の負担が増加する恐れがある。

それに比べて、一部適用にすることで組織体制の変更のための時間や経費が最小限に抑える事が可能であり、下水道課として下水道事業を企業会計移行へ向けた目標が十分に達成できると考える。よって、雲仙市の下水道事業の企業会計移行に対する法適用の範囲は一部適用とする。

全部適用	一部適用
財務に関する規定	財務に関する規定
組織に関する規定	
人事に関する規定	

図 全部適用、一部適用における適用規定の範囲

5. 法適用後の事務執行体制

法適用後の事務執行体制は、『管理者非設置』とする。

一部適用の場合においては、管理者の権限は地方公共団体の長が行うと定められているため、管理者は設置しない方針とする。また、企業会計に伴う会計事務等は専門性が高く、要員の確保が必要となる。また、一部適用の場合、現状と同一の事務執行体制で法適用が可能となる利点を生かすうえで会計管理者に事務委任することもできる。これらの方針決定は組織面・人事面での幅広い検討・調整が必要となるため、今後移行事務の中で事務フローの精査などを行なううえで検討・調整を行なうものとする。

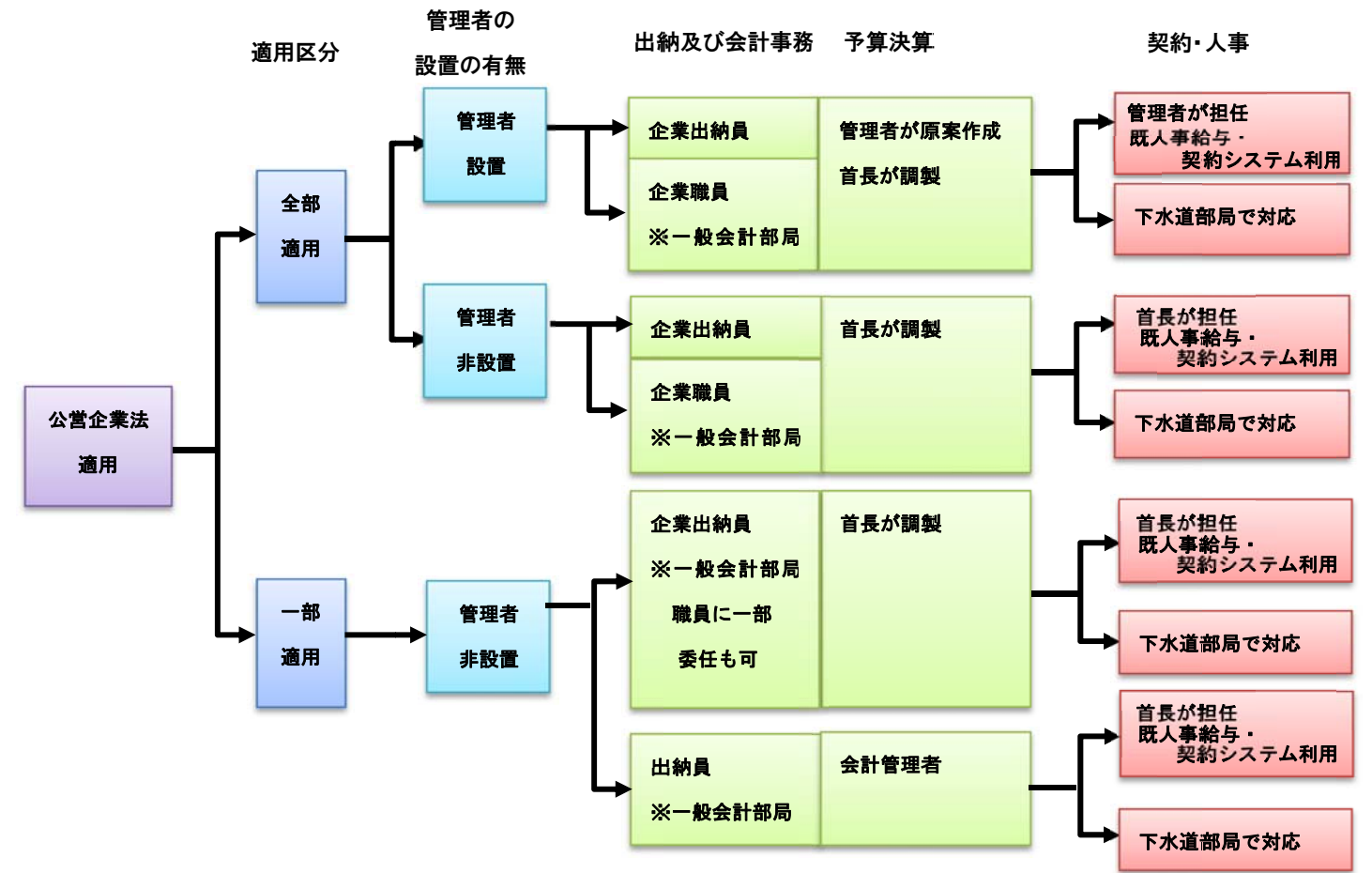


図 執行体制の検討フロー

6. スケジュール

地方公営企業法適用の時期は、『平成32年4月1日』とする。

総務省のロードマップでは、平成32年4月までに地方公営企業法の適用をすることとされているため、平成29年度からの3か年で以下のスケジュールで、移行を進める。

表 法適化移行スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 固定資産調査・評価	資産調査・整理	資産評価		
2. 法適化に伴う事務手続き		関係部局との調整事項整理	職員研修	
		条例・規則等の制定・改正	新予算の編成	
			打ち切り決算	
3. 経営戦略策定	投資・財政計画の策定	経営戦略の策定		
4. システム導入	システム導入	システム効率化・経営健全化の取り組み		

4月1日 地方公営企業法適用